

徳山駅周辺官民連携管理運営事業に係る実施方針への質問・意見に対する回答

<実施方針に関する質問>

	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	5	2.5.	(3)	ウ	自主事業	更なる賑わいの創出に繋がる出店を自主事業で実施したいと考えています。躯体改修の予定はございますでしょうか。予定がない場合、その必要が生じた際の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	現時点では躯体改修の予定はございませんが、改修の必要性が生じた場合は、「表3-1リスク分担表」の「修繕更新のリスク(整理No.36)」のとおり30万円以上の修繕・更新については市の負担で実施します。ただし、自主事業の実施のために必要な改修については、受託者の負担とします。
2	実施方針	5	2.5.	(3)	ウ	自主事業	可動式店舗を管理区画に常設することは可能でしょうか。	公園につきましては可動式店舗の常設を可能としますが、賑わいの創出に資することを前提に設置条件は市と協議のうえ決定するものとします。可動式店舗に必要な備品を持参し準備できること、また、公園の機能を損なわない範囲で可能とします。また、駅前広場、自由通路につきましては、店舗を常設することはできません。
3	実施方針	6	2.5	(4)	エ	指定管理業務その2に係る利用料金	公園や広場への出店賃料として利用料金を徴収することは可能でしょうか。	公園については、使用主催者が都市公園条例に基づき使用料を支払い、その開催内容に応じて様々な準備費・経費がかかると考えられますので、条例に基づく使用料金とは別に料金を徴収すること自体は可能とします。また、駅前広場、自由通路につきましても、マルシェ・イベント等を企画して出店賃料を得ることは可能です。ただし、同施設での店舗常設は認められません。あくまでイベントであることが条件になります。また、開催されるイベントも施設の設置目的に沿っていることや市の後援を受けているなど一定の公益性、公共性が認められることを条件とします。
4	実施方針	6	2.5.	(4)	エ	指定管理業務その2に係る利用料金	備品(テント、机等)の貸出または電気使用量も利用料金として指定管理者で設定してもよろしいでしょうか。	公園につきましては、条例に定めのない事業者が所有する物品の貸出等については事業者の提案によるものとします。また、電気使用量については契約金額を大きく超えない範囲で利用料金として設定できるものとします。駅前広場、自由通路につきましては、備品(テント、机等)の貸出又は電気使用料は、周南市徳山駅前広場等条例及び同施行規則において市が定めた使用料の額の範囲内で設定することができます。ただし、使用料の額については現在未定です。
5	実施方針	7	2.5.	(6)		使用料の負担	指定管理業務その2の対象施設以外の本施設等とは具体的にどこを指しているかご教示下さい。	徳山駅西側駐輪場、徳山駅東側駐輪場、徳山駅南側駐輪場、岡田原築港線、御幸通、平和通、びーえっちどおり、遠石江口線、東山代々木線、若宮町線、徳山駅西駐輪場、徳山駅前駐車場、熊毛インター前駐車場を指しています。上記施設及びその他の市道などで自主事業を行う場合は、各施設の施設管理者の許可を得て実施することとします。実施方針には「条例等に基づいて当該施設の使用料を市へ直接納入するものとする。」と記載しておりましたが、御幸通、平和通については山口県が施設管理者となりますので県へ納入することになります。
6	実施方針	7	2.5.	(7)		維持管理業務に関する費用負担	公園等のトイレや照明など経年劣化している箇所の修繕のご予定はございますでしょうか。予定がない場合、その必要が生じた際の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	公園につきましては、具体的な計画はありませんが、事業期間が開始するまでに必要があれば対応していきます。なお、予定がない場合の費用負担については、「表3-1リスク分担表」の「修繕更新のリスク(整理No.35)」のとおり、30万円以内の範囲で受託者が行うものとします。また、駅前広場にあつては水景施設(噴水)の故障、自由通路にあつては照明(電球)の取替などの軽微な修繕で、修繕料が30万円以下の軽微な修繕は、受託者の業務範囲とします。
7	実施方針	7	2.5.	(7)		維持管理業務に関する費用負担	ウォークアブルな空間を実現するための景観整備(芝生の設置等)のご予定はございますでしょうか。予定がない場合、その必要が生じた際の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	景観整備については、今のところ予定はありません。市が必要と判断した景観整備に対する費用は市が負担いたしますが、自主事業の実施のため、または自主事業の効果を高めるために必要な新たな整備については、受託者の負担とします。
8	実施方針	12	3.3.4.	(1)		受託者の組織形態	受託者の組織形態として、JVもしくはSPCが示されています。SPCは設立・維持にコストがかかるためJVを選択したいと考えています。SPCを設立しない場合減点になるかご教示下さい。	JVもしくはSPCのどちらかの組織形態に対して、特に加点、減点する予定はありません。しかし、JV・SPCによらず安定的な実施体制については評価基準として設ける可能性はあります。
9	実施方針	15				表3-1リスク分担表	維持管理・運営の修繕・更新リスクについて30万円未満は受託者の負担とありますがこれは年間金額でしょうか、1回あたりの金額でしょうかご教示下さい。	1件あたりの金額で30万円未満は受託者の負担とします。
10	参考資料2						駐車場料金収入が令和2年度に例年の2/3程度まで落ち込んでいます。コロナ禍等の特殊な場合、費用の補填は考えて頂けるのでしょうか。	「表3-1リスク分担表」の「不可抗力による損害(整理No.21)」と認められる場合は、負担割合を協議します。

